

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置） 第8条 （略） 2 （略） 3 建築物の敷地が整備計画区域の内外にわたる場合又は別表第2に掲げる計画地区の2以上にわたる場合における第6条又は前条の規定の適用については、これらの規定における制限を受ける当該整備計画区域又は計画地区内に存するその建築物の部分について当該規定を適用する。 （罰則） 第12条 （略） 2 （略） 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。 附 則 （経過措置） 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、ふじみ野市長宮地区・築地地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例、ふじみ野市駒林地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例、ふじみ野市霞ヶ丘二丁目地区地区計画区域内における	（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置） 第8条 （略） 2 （略） 3 建築物の敷地が整備計画区域の内外にわたる場合又は別表第2に掲げる計画地区の2以上にわたる場合における第6条又は第7条の規定の適用については、これらの規定における制限を受ける当該整備計画区域又は計画地区内に存するその建築物の部分について当該規定を適用する。 （罰則） 第12条 （略） 2 （略） 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。 附 則 （経過措置） 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、ふじみ野市長宮地区・築地地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第141号）、ふじみ野市駒林地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年ふじみ野

建築物の制限に関する条例及びふじみ野市上野台地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

名称	区域
(略)	(略)
国道254号バイパスふじみ野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された国道254号バイパスふじみ野地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた区域

別表第2(第4条―第8条関係)

整備計画区域の名称	計画地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国道254号バイパスふじみ野地区	A地区	(1) 事務所(附帯施設として設置されるものを除く。)	50,000平方メートル	(1) 区画道路10-4号においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に	31メートル(区画道路10-4号及

市条例第142号)、ふじみ野市霞ヶ丘二丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第143号)及びふじみ野市上野台地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年ふじみ野市条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

名称	区域
(略)	(略)

別表第2(第4条―第8条関係)

整備計画区域の名称	計画地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地区整備計画区域	メートル以下の物品販売業を営む店舗を除く。) (3) 床面積の合計が10,000平方メートル以下の展示場及び遊技場 (4) 床面積の合計が10,000平方メートル以下のカラオケボックスその他これに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所 (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 自動車車庫(附属車庫として設置されるものを除く。)	定める地区施設道路の境界線までの距離は、15メートル以上 (2) 緑道においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設緑道の境界線までの距離は、1メートル以上 (3) その他の道路及び水路においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路及び水路の境界線までの距離は、5メートル以上	び区画道路10-3号の道路境界から壁面の壁面後退距離が30メートル以上の場合、35メートル)
----------	--	---	---

	(11) <u>畜舎</u> (12) <u>法別表第2(と)</u> <u>項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内建築物の供給処理に伴うガス及び石油類の貯蔵施設を除く。)</u> (13) <u>法別表第2(る)</u> <u>項第1号(1)から(12)まで、(16)から(22)まで、(24)及び(30)に掲げる事業を営む工場</u>			
B地区	(1) <u>住宅</u> (2) <u>長屋</u> (3) <u>共同住宅、寄宿舎、下宿その他居住の用に供するもの</u> (4) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以下の店舗、飲食店(店舗に供する部分の床面積の合計</u>	20,000平方メートル	(1) <u>区画道路10-1号</u> <u>においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路の境界線までの距離は、15メートル以上</u> (2) <u>緑道において</u> <u>は、建築物の外壁</u>	31メートル

		<u>が150平方メートル以下で、かつ、当該地区内の工場で製造又は加工された製品を主に販売又は提供することを目的とする店舗を除く。)</u> (5) <u>事務所(附帯施設として設置されるものを除く。)</u> (6) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以下の展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> (7) <u>ボーリング場、スケート場その他これらに類するものの</u> (8) <u>床面積の合計が10,000平方メートル</u>	<u>又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設緑道の境界線までの距離は、11メートル以上</u> (3) <u>その他の道路及び水路において</u> <u>は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路及び水路の境界線までの距離は、5メートル以上</u>		
--	--	--	---	--	--

以下のカラオケボ
ックスその他これ
に類するもの

(9) 図書館、博物館

その他これらに類するもの

(10) 神社、寺院、教

会その他これらに
類するもの

(11) 公眾浴場

(12) 診療所

(13) 老人ホーム、福

社ホームその他こ
れらに類するもの

(14) 老人福祉センタ

一、児童厚生施設
その他これらに類
するもの

(15) 自動車教習所

(16) 自動車車庫(附

属車庫として設置
されるものを除
く。)

(17) 畜舎

(18) 法別表第2(と)

項第4号に掲げる危

	<u>険物の貯蔵又は処</u> <u>理に供するもの(敷</u> <u>地内建築物の供給</u> <u>処理に伴うガス及</u> <u>び石油類の貯蔵施</u> <u>設を除く。)</u> (19) <u>法別表第2(る)</u> <u>項第1号(1)から(1</u> <u>2)まで、(16)から</u> <u>(22)まで、(24)及</u> <u>び(30)に掲げる事</u> <u>業を営む工場</u>			
C地区	<u>次に掲げる建築物以</u> <u>外の建築物は、建築</u> <u>してはならない。</u> (1) <u>住宅</u> (2) <u>長屋(3戸以上の</u> <u>ものを除く。)</u> (3) <u>日用品の販売を</u> <u>主たる目的とする</u> <u>店舗(床面積の合計</u> <u>が150平方メートル</u> <u>を超えるものを除</u> <u>く。)</u>	200平 方メー トル	<u>建築物の外壁又はこ</u> <u>れに代わる柱の面か</u> <u>ら地区整備計画に定</u> <u>める地区施設道路の</u> <u>境界線までの距離</u> <u>は、1メートル以上</u>	12メー トル